

日本第四紀学会 功労賞選考に関する内規

(2017年6月17日, 評議員会にて決定)

[授賞の対象]

1. 功労賞の授与は原則として2年ごととし, 授賞件数は若干とする.
2. 功労賞受賞候補者は, 次にあげる選考基準を満たす個人, 団体, 組織の中から, 多大な貢献があった者とする.
 - (1) 第四紀学について多大な貢献のあった者や団体, 組織.
 - (2) 本会に関係した活動 (たとえば役員, 各種委員など) に貢献のあった者.
 - (3) INQUAの委員, 日本学術会議のINQUA 関連委員などを務めるなど日本の第四紀学に貢献があった者.
3. 上述した「本会に関係した活動」については, 学会事務局が取りまとめている学会役員履歴一覧表を利用することができる.

[選考作業]

4. 名誉会員選考委員会 (以下「選考委員会」と略す) は, 評議員会から指定された日までに功労賞候補者選考を終了し, 選考経過と結果を評議員会に答申する. 選考委員会は, 必要に応じて参考人から意見を聴取することができる.
5. 功労賞受賞者の決定は, 評議員会において選考委員会の委員長が報告した受賞候補者とその推薦理由を踏まえ, 評議員会がこれを決定する.

[選考結果の報告]

6. 選考委員会は, 選考結果を受賞者に報告し, 授賞式への参加を依頼する.
7. 選考委員会の委員長は, 総会において選考経過と結果を報告する.
8. 選考委員会の委員長は, 第四紀通信に評議員会で決定した受賞者と受賞理由を報告する.

(その他)

9. 本内規の変更には, 評議員会の承認を必要とする.
10. 本内規は, 2017年8月1日から施行する.